

和解論の必要

加藤 尚武

世界中で和解のためのプログラムが進行している。カンボジア、ユーゴ、アフリカなど殺戮や、深刻な人権侵害が組織的に行われて地域の住民の間に信頼と和解を取り戻すための試行である。ナチスによるユダヤ人への迫害と殺戮に対しても「ゆるし」の可能性があるのかという問いがある。日本軍による中国や韓国に対する暴虐行為に関しても、おなじ問題がある。

和解が可能であるとすれば、それはどういう条件が満たされた時であるかという問題に答えることは、とても困難である。被害者に向かって「あなたは、加害者をゆるすべきである」という判断が成り立つだろうか。「ゆるす」のは、自然に氷山が解けるように、「ゆるせない」という気持ちがほぐれることであって、あくまでも被害者の心の根源的な自発性の中に訪れる転換点として生起するものだという見方もあるだろう。

「罪にゆるしがある」ということは、「正義に反することの許容」という意味をもつから、「ゆるし」は正義と同一の次元では成り立たないという厳格主義（rigorism）の考え方もあるだろう。

英語圏とくにケンブリッジ大学の周辺で最近「和解」をめぐる哲学書が多く出されているは、人類が組織的な殺害や人権侵害に対して、予防、処罰という対応だけでなく、和解、「ゆるし」という対応もまた、課題となっているということを示している。

Murphy & Hampton: *Forgiveness and Mercy*, Cambridge 1988

Charles L. Griswold: *Forgiveness*, Cambridge 2007

Anthony Bash: *Forgiveness and Christian Ethics*, Cambridge 2007

David Konstan: *Before Forgiveness*, Cambridge 2010

Eve Garrard & David McNaughton: *Forgiveness*, ACUMEN 2010

Glen Pettigrove: *Forgiveness and Love*, Oxford 2012

このリストの最初の著作の筆者の一人（Hampton, Jean 政治哲学）は、その本の序文で、次のように書いている。

「この本は私たち筆者が1985年以来かわしてきた会話と書簡から生まれた。そのころマーフィー（Murphy, Jeffrie G. 法哲学）は、1982年の彼のエッセイ『和解と敵意』（*Forgiveness and Resentment*）のコピーをハンプトンに送ってきた。この

ことが、そのエッセイを読み、考え直し、彼が提起した問題について書くきっかけになった。多様な哲学的な問題と生活体験を織り交ぜた、いく度かの手紙と対話から始めて、われわれが互いに知的にも個人的にも、敵意、憎悪、共感（compassion）という情感、および和解と赦免（mercy）という徳に関心を持っていることは判明した。和解と赦免という徳は、共感という情感を具体的に提示して、敵意と憎悪を克服する道を開くものと見なされている。われわれは、これらの主題が、哲学や徳倫理学の理論で重要であるだけではなくて、社会哲学、政治哲学、法哲学にとっても重要であるということを見出した。それだけではない。私たち二人は、われわれ自身の個性の一部となり、われわれが育てられてきた宗教や道徳的な伝統と結びついたさまざまな情念を哲学的な反省の下に置きたいと願う理由があるということに気付いた。」（Murphy& Hampton: Forgiveness and Mercy, Cambridge 1988 ix）

この二人の筆者が、和解の問題をどうしても理論的に見据えてみたいという願望を持つに至った個人的な事情は分からないが、ナチスによる迫害の体験をもつ人が彼らの身近にいるのかもしれない。憎悪と言う苦痛から逃れたいという願望も、この問題を扱う人々のこころの背後に存在するように思われる。20世紀の末に和解論への関心が同時多発的に高まったと言えるだろう。

これらの哲学書はおおむね「和解論概論」という特徴をもっているが、ヴィーゼンタール「ひまわり」（松宮克昌訳、原書房 2009）は「ゆるしの可能性と限界」という副題がついてはいるものの、哲学論文ではなくてユダヤ人の収容所体験をふまえた自伝的小説である。ユダヤ人の関連では、ジャン・アメリー、プリーモ・レーヴィ、エリ・ヴィーゼルなど邦訳された著作も多い。

政治、哲学、文学などにまたがる広い和解論の文献群が作り出されている。そのほとんどすべてが、既成の理論の適用ではなくて、手探りで、この新しく開かれた研究領域を開拓している。もしも、日本人が自国の軍隊が過去に近隣諸国の人々を虐殺・虐待したということに、どういう姿勢をとったらいいのかと考えるためには、これらの和解論の研究の内容を知り、みずからその考察の中に歩みいることが、不可欠であるように思われる。

1. 罪とゆるし

犯罪小説の古典では、名探偵が犯人を特定すれば、その「事件」についての物語が終わりになる。裁判の過程に証拠の法的資格を争う多くの駆け引きや、陪審員を説得するための演出が働いて、初めて判決に達するという物語は、アメリカのテレビドラマ「法と秩序」の定石であって、名作「12人の怒れる男」以来の法廷ドラマの伝統を引き継いでいる。有罪を受けた犯人が刑期を終えて出所するところから始まるドラマはすくない。その犯人の生涯を追って、刑罰が犯人と被害者にとって、どういう意味を持っているかをたどった時に、本当の意味での犯罪事件の結末がつく。今村昌平「うなぎ」(1997)には、そのような結末が描かれている。

ある人を「罪あり」とする根拠は、刑法では、「構成要件に該当する違法、有責な行為」を行ったからである。その罪を「ゆるす」根拠は、罪ありとする根拠の中には見出すことができない。刑罰は、当事者ではない第三者が、社会秩序を維持するために必要な最小限の不利益を犯人に課するもので、犯人の罪からの浄化、被害者の和解を目指すものではない。

日本では、岡村勲弁護士らが犯罪被害者の会を立ち上げて、被害者の精神苦痛からの解放を追求し始めた。岡村勲は山一証券代理人弁護士夫人殺人事件で逆恨みした男性によって妻が殺害されその苦しみを公表した。光市母子殺害事件の被害者遺族である本村洋らと共に1997年10月に全国犯罪被害者の会を設立。2004年12月に犯罪被害者等基本法が成立、2007年6月には被害者参加制度が盛り込まれた。2010年には殺人などの公訴時効が廃止された。これらの措置は、通常の法的な手続きでは、被害者の感情的な救済が無視されるという訴えに呼応するものである。

被害者である苦しきは、どのような法的な制裁によっても解消されない。しかし、あまりにも被害者感情を無視した法的な取扱いは是正しなくてはならない。感情と法との軋轢は、姿を変えて永続する。被害者は「どのような法的措置によっても救われない」という気持ちと、「法的措置でなんとかしてもらいたい」という気持ちのはざまにおかれる。

問題が、国際関係になると、法的取扱いの窓口があるかないかが問題になる。日本国の犯罪について韓国の被害者は誰に訴えることができるか。「すべての国民は、直接に外国政府を訴えることはできない。韓国政府が日本政府に謝罪・賠償等を求めることができるだけで、韓国政府が韓国民の訴えを代弁しなくてはならない。しかし、日本と韓国の間では、すでに戦時に日本が与えた損害について賠償協定が成立しており、その件

について韓国国民は訴えを起こすことができない」という日本政府の公式見解にたいして、裁判の道がどのように開かれうるかという問題がある。

2. 怒りと浄化

英語の **forgive** は、もともと **for** が「すっかり」というような強意を現して、「すっかり与える」という意味であった。**May God forgive us our sins**(神がわれわれの罪をゆるしますように) という形から、作られる二つの受身形 **We were forgiven our sins** (われわれは罪から赦免されている)、**Our sins were forgiven us.** (われわれの罪はわれわれから赦免されている) から名詞形の **forgiveness** が、作られる。すると行為者が許されているという文意と、行為が許されているという文意の両方を、**forgiveness** は含んでいることになる。

しかし、この二つの文意を分けることそのものに困難がある。漢字で「許す」と書くと、「行為を許容する、処罰の対象にしない」という意味になることが多い。「赦す」と書けば、「行為者への怒りを鎮め、処罰をしない」という意味になることが多い。

「罪をにくんで、人をにくまず」(孔子の子孫、孔鮒の言葉) とは、「悪む」という同じ言葉が、「不正と見なす」という意味と、「怒りの対象となる」の両方の意味にまたがることを踏まえた言い方である。

神とか、君子とか、完全に公正な判断者が存在するとしたら、「不正と見なす」と「怒りの対象となる」ということは、まったく同じ意味になるにちがいない。もしも私が神であるなら、私の家族を殺した犯人を自ら処罰するだろうが、その際、怒りが鎮まるように処罰することには、なんら公正からの逸脱はないはずである。

近代法が確立されて、「不正と見なす」ことが、あらかじめ多数決で決定された法律に示されており、犯人の処罰が、被害者の感情とは無関係に、同一犯人による再犯の予防、同種犯罪の一般的な予防という観点から決定されるようになると、被害者の感情のやり場がなくなる。その怒りは制度そのものに対してさえ、向けられるだろう。その怒りには「自分は王であるべきなのに、どうして王の権限が自分から奪われたのだろう」という疑問が含まれている。根元的、原始的な怒りが、あらゆる制度以前の「正義」を呼び戻したがつている。

人類が文化を持つようになったということは、英雄時代が過去になったということの意味する。英雄時代には、だれもが立法者でありえた。英雄の怒りとは、「おれの怒りを鎮める流儀が、正義の処罰である」という感情である。近代法は、怒りの自己実現の

可能性を奪ったが、あらゆる怒りのなかに、文化以前の荒々しさがある。英雄時代から文化への移行は、社会的な混乱状態から法の支配が確立される過程の中で、何度でも繰り返される。 戦国時代から江戸時代への移行、革命期からナポレオン法の制定への移行、戦時から平和時への移行によって、原始的な自己防衛、自救行為から法による権利の回復へと社会が変質する。アフリカでも、ユーゴスラビアでも、内乱から秩序が形成される場面では、つねに和解論の課題が登場している。

3.ゆるしを待つ

怒り (resentment) を鎮めることが、和解 (forgiveness) の効果である。具体的には、加害者にたいする復讐の断念が、自発的になされることであり、そうした心情をよりどころに、不信から信頼へと人間関係が変質し、平和な市民社会が成り立つ基盤ができあがってくる。

心情的な場面から政治的な場面まで、和解が登場するさまざまな場面があり、その中には和解それ自身が政治的な駆け引きや、次の騒乱を有利に導くための時間稼ぎである場合もある。「和解」と呼ばれている行為が、「妥協」や「取引」である場合もある。

グリスウォルドの和解論 (Charles L.Griswold: *Forgiveness*, Cambridge 2007) の構成は、1、古代と近代の和解、2、最善の和解、3、不完全な和解、4、政治的弁明、和解、調停、5、真実、記憶、弁明のない市民的調停となっていて、「最善の和解」 (Forgiveness at its Best) の内容を展開することを、その著作のコアとしているように見える。

「最善の和解」をめぐる長い複雑な議論の中でも、もっとも重要な部分は「ゆるしを待つ」というモチーフである。

「われわれの試金石となってくれるような典型的な人格関係では、違反者が特定の個人を傷つける、違反者は被害者にゆるし (forgiveness) を求めるが、聞き入れられた場合には違反者にゆるしが与えられる。」 (Griswold:p47)

これがゆるしと言うドラマの基本的な図式である。重要なことは、この「典型的な人間関係」では、評価したり、調停したりする第三者が不在であるという点である。基本的な二者関係のなかに「最善の和解」の可能性があるなら、そこで初めて「最善の和解」を引き出すための第三者の働きが可能になる。

「被害者の怒り (resentment) は通常はある人格の行為によって励起される。しかし、怒りの焦点は当然その行いをした人格に向けられている。その行為者がその行為を

した廉でゆるすのであるにもかかわらず、われわれはその行為者をゆるすのであって、その行為をゆるすのではない(*we forgive the agent, not the deed*)。(Griswold:p47)

ここには「罪をにくんで、人をにくまず」という言葉と同じ内容が含まれているが、「罪をにくんで、人をにくまず」という言葉がもしかしたら、調停したり、評価したりする第三者の立場からのみ語られているのに対して、ここでは厳密な意味で二者関係の中で語られている。

ゆるすことのできる者とゆるしを求めている者とは、独立した二つのアトムの間関係ではなくて、「道徳的な相互依存性」(*the moral interdependence of the two parties*)を形づくっている。

第三者的に見れば、この二人の当事者が和解し、相互に信頼関係を保ってくれるなら好都合である。社会全体の視点から見ても、和解が好都合である。しかし、「二人の個人がここでは根本的に道徳的な単位 (*the fundamental moral units*) となる。この想定がなりたたないと、ゆるしが瓦解して全く別の物になってしまう (*forgiveness collapses into something quite different*)。平和をうみだすための社会的な指令に従う過程となってしまう。」(Griswold:p48)

国際平和、社会秩序が重要ではないと言っているのではない。しかし、だからと言って、ゆるしを強制することはできない。

「被害者だけがゆるしを与える道徳的な権利をもっている。(*the victim alone owns the moral right to forgiveness.*)」(Griswold:p48) 被害者の内面的な自発性が「ゆるす」と言ったときに初めて「ゆるし」(和解)が成立する。

たとえば被害者への物質的な補償が済まされた、謝罪の意思表示も行われた、加害者の側に誠意がある等々のあらゆる条件がととのっていても、ゆるしを強制することはできないのかという問題がある。

「ゆるされるための条件すべての条件を満たしている違反者ですらも、被害者のゆるしを待たねばならないか。」(Griswold:p48)

グリスウォルドは、待つべき理由は二つあるという。

「第一に、この問題が立ち上がった最初の文脈は人格相互の社会的な文脈である。その文脈がゆるしという道徳的な行為に向かう過程を支えている。その目標はその文脈を上書きすることである。はじめから終わりまで、この過程のダイナミックな特徴がいきわたっている。第二に、道徳的行為は当事者の諸個人から発生する。たとえば、被害者の側の心情が変化しなければ、この行為は完成しないのである。」(Griswold:p48)

私は、グリスウォールドが事態の核心を掴んではいるが、それを言い尽くしてはいないと思う。その核心にふれるような文学作品がある。

4. ヴィーゼンタール「ひまわり」(1969)

作者のジーモン・ヴィーゼンタール (Simon Wiesenthal 1908-2005) は、1941-45の強制収容所体験を背景にしてアイヒマンなど元ナチスの犯罪者の追求をした「ナチ・ハンター」としてよく知られている。彼を「執拗な報復主義者」と見なす人もいるが、このノンフィクション小説「ひまわり」には、過激な攻撃的心情は全く姿を現さない。ドストイェフスキー「死の家の記録」、 فرانクル「夜と霧」、ソルジェーニツイン「イワンデノヴィッチの一日」などに共通する、苦しみに耐える心情の沈痛な静けさが読者の心にも浸透してくる。大学では建築を学んだ筆者が、小説という表現を選んで成功しているのは、恐るべき事実を淡々と記述していく冷静さが読者の心に強い共感の響きを残すからである。その「ひまわり」(松宮克昌訳、原書房 2009) には、ジャン・アメリーやプリモ・レヴィイなど53名の論評が付されている。文学作品としての完成度とは別の場面で、この本は「和解」問題の思想的検討の中心に置かれている。

「ゆるしの可能性と限界について」(On the Possibilities and Limits of Forgiveness) という副題がついている。

強制収容所にとらわれている「わたし」は、収容所の外部にできる仕事に就くが、そこは「わたし」のかつて学んだ大学の建物で、野戦病院として使われていた。医療療廃物の処分という仕事があてがわれたが、「わたし」ひとりが看護婦に呼び出されて、失明している重症の患者と引き合わされる。その患者はかつてはナチスの親衛隊の一員で、多くの虐殺に加わった経験をもつ。そして「自分が死ぬ」と思ったとき、看護婦に「話をしたいので、誰でもいいから一人のユダヤ人を呼び出してほしい」と頼んだらしい。

「私が見たのは、犯罪の罪のゆるしを願う死の床にいた彼だった。一人の若いナチが死に際に切々と訴えたことに私は沈黙を保った。後には親と再会したとき、善人だったはずの死んだ息子について、母親の幻想を打ち砕かないように私はふたたび沈黙を守った。」(訳書119頁)

主人公は、死んだ若いナチの母親に会い、そこで死者への厚い敬意と、母親への思いやりを示している。そこには報復主義の影はまったくない。

「問題の核心は、いうまでもなく「赦し」である。忘却は時間だけがなしうることであり、赦しは意思の行為であり、苦しみを受けた者だけが、それを決める資格がある。私

の人生での、この惨めで悲劇的なエピソードを読んだあなたは、頭の中で私の立場にたち、「私だったらどのような行動をとっただろうか」という重大な問いを課してほしい。
(訳書120頁)

「赦してください」と言われても、答えを出せない理由は、たくさんある。「私に赦す資格はありません」というのも、一つの理由であり、「この果てしない殺戮が永遠に終わりを告げるまで、赦すという言葉は決して使えません」というのも理由になるだろう。

しかし、もし赦すだけのあらゆる条件がみたされていたとしても、「赦し」を拒む理由がある。そういう理由が存在するということが「和解」の核心にあるということを忘れないということが必要なのである。

ここを一つの中心として、和解論はさまざまな多様な関連事項をもっている。そして、いつか「赦すだけのあらゆる条件」を正しく認識したとき、それでも「赦しを拒む理由」が再確認されるだろう。「赦すだけのあらゆる条件」が、認識されたなら「赦しを拒む理由」がなくなるという見込みの上に、和解論研究が成り立つのではない。(2014年3月29日)

本稿は、2013年9月21日広島大学応用倫理学プロジェクト研究センター・第15回例会「和解の哲学的背景」科研費研究会での発表原稿の一部に加筆したものである。